

東久留米市原油価格・物価高騰等対応事業継続支援金申請の手引き

新型コロナウイルス感染症におけるウクライナ情勢に伴う原油価格・物価高騰等への対応のため、東久留米市内の事業者の負担を軽減し、事業の継続及び経営の安定化を図ることを目的とする支援金を支給します。

1 事業名

東久留米市原油価格・物価高騰等対応事業継続支援金事業

2 給付額

種別	交付限度額	交付額算定式
個人事業主	150,000円	直近の1事業年度の水道光熱費の実績額×15%+
上記以外の法人	300,000円	令和4年1月から同年6月までの任意の1カ月の燃料費の実績額（ガソリン・軽油・LNG等）×12カ月×15%

※支援金は、所得税の課税対象となります

3 対象者

下記（1）に該当し、（2）i または ii のいずれかを満たす者

- （1）コロナ禍におけるウクライナ情勢に伴う原油価格・物価高騰等により、現在実施する事業が影響を受け、かつ、今後も事業継続の意思があること
- （2）i）市内に登記上の本店若しくは本社等の主たる事業所がある法人
ii）市内に住民登録がある個人事業主

4 対象外事業者

- （1）法人税法（昭和40年法律第34号）に規定する公共法人
- （2）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する性風俗関連特殊営業及び当該営業に係る接客業務受託営業を行う者
- （3）東久留米市暴力団排除条例（平成24年東久留米市条例第33号）に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）並びに法人その他の団体の代表者、役員、使用人、従業員及び構成員等が暴力団員等に該当する者
- （4）政治団体
- （5）宗教上の組織若しくは団体
- （6）東久留米市が行うコロナ禍におけるウクライナ情勢に伴う原油価格・物価高騰等の対策のための下記補助事業を申請した者又は申請を予定している者

	事業名	担当課
①	原油価格・物価高騰等対応介護サービス等事業者支援金	介護福祉課
②	原油価格・物価高騰等対応障害福祉サービス等事業者支援金	障害福祉課
③	原油価格・物価高騰等対応家庭廃棄物収集等事業者支援金	ごみ対策課
④	「子供の食の確保」緊急対応事業補助金	児童青少年課

5 申請期間

令和4年8月15日（月曜日）から令和4年11月30日（水曜日）まで

6 申請方法

郵送もしくはweb申請

【郵送先】

〒203-0052 東久留米市幸町3-4-12 東久留米市商工会
原油価格・物価高騰等対応事業継続支援金担当

【web申請】

<https://www.higashikurume-support-fund.jp>



7 提出書類

下記の（１）～（７）の書類を提出して下さい。ただし、水道光熱費及び燃料費のいずれかの経費のみで申請する場合は、対象となる経費にかかる書類のみを提出してください。

※提出された書類は、返却できないため、領収書の原本は添付しないようお願いいたします。

また、申請者用として必ず控えを１部お手元にご用意ください。

●申請書類一覧（最終ページの提出リストも参考にしてください）

（１）申請書（令和4年度東久留米市原油価格・物価高騰等対応事業継続支援金交付申請書兼口座振込依頼書）

（２）遵守事項に関する確認書

（３）事業活動を証する下記に定めるいずれかの書類

①個人事業主の場合、「最新の確定申告書第一表の控え」の写し

※開業間もない場合、「個人事業の開業・廃業等届出書の控え」又は「事業開始等申告書の控え」の写し

②法人の場合、「最新の法人税確定申告書別表1の控え」及び「履歴事項全部証明書」の写し

※履歴事項全部証明書は原則、発行から3か月以内のもの

※開業間もない又は収益事業を行っていない等の場合は、「履歴事項全部証明書」の写しのみ提出してください。

※①及び②の「確定申告書の控え」、また、「個人事業の開業・廃業等届出書又は事業開始等申告書の控え」は、收受日付印が押印（税務署においてe-Taxにより申告した場合は、受付日時が印字）されていること。なお、e-Taxによる申告であって、受付日時が印字されていない場合は「受信通知」を添付してください。

ただし、收受日付印等が存在しない場合には、当該年の「納税証明書（その2所得金額用）」を併せて提出することで足り、また、收受日付印等及び「納税証明書（その2所得金額用）」のいずれも存在しない場合には、当該年の課税証明書又は非課税証明書を併せて提出してください。）

(4) 水道光熱費の根拠とする下記に定めるいずれかの書類（※1）

①個人事業主の場合、下記の i 又 ii のいずれかの書類を提出してください。

i) 青色申告の場合、所得税青色申告決算書の控えの写し

ii) 白色申告の場合、収支内訳書の控えの写し

②法人の場合、下記の i 又は ii のいずれかの書類を提出してください。

i) 決算報告書のうち、「損益計算書」及び「販売費及び一般管理費の計算内訳」の写し

また、製造原価に水道光熱費が計上されており、当該経費を支援金の算定根拠に含めている場合、「製造原価報告書」の写しを併せて提出してください。

ii) 事業年度の年間の法人事業収入が確認できるもの（※2）

※1 申請書に記載した水道光熱費にかかる経費について、上記の(4)①又は②の書類には水道光熱費の項目がない、もしくは、その額が明確に特定できない場合等については、経費を明確にするため、上記の書類に加えてその他の決算関係書類を添付してください。

※2 「事業年度の年間の法人事業収入が確認できるもの」とは、例えば、特定非営利活動法人においては活動計算書、学校法人においては事業活動収支計算書、社会福祉法人においては事業活動計算書、公益財団法人・公益社団法人であれば正味財産増減計算書等の各法人の根拠法令等において作成が義務付けられている書類であり、収入が確認できるもの又はこれに類するものを指します。

(5) 事業活動に使用した燃料費（ガソリン・軽油・LNG等）の領収書等の写し

※添付する領収書等は、必ず写しを提出し、原本は保管をお願いいたします。

また、領収書の写しは、重ね張りされたものや一部切れているものは認められず、このようなものが提出された場合、再提出となります。

各領収書等は、重ね張りをせず必ず全体が写るようにし、提出をしてください。

(6) 申請書に記載した口座名義通帳の写し（金融機関、支店名、支店番号、口座種別、口座番号、名義人（カタカナ）が確認できるもの）

(7) 本人確認書類の写し

i) 個人事業主の場合、本人

ii) 法人の場合、法人の代表者

ただし、法人の代表者の本人確認書類の写しの提出が困難であると市長が認める場合、その他の書類で代用できることとします。

(8) 必要書類チェックリスト（郵送で提出の場合のみ）

9 問い合わせ先

東久留米市原油価格・物価高騰等対応事業継続支援金コールセンター

TEL : 050-3129-9158

受付時間：9:30～12:00、13:00～16:30（土日祝日を除く）

●申請書の添付書類における注意点

- ・領収書等の写し又は写真については、必ず、「日付」「購入先」「購入内容」「金額」の4点が記載されている必要があります。
- ・下記の添付例①以外については、必要な項目が判読できないため、再提出となります。

添付例① ↓○「日付」「購入先」「購入内容」「金額」が明確に判読できる



添付例② ↓×重ね張り ×金額以外の項目が不明



添付例③ ↓×不鮮明で判読不可

